

第3 町災害対策本部の分掌事務

※各対策部の所掌事務

対策部名	部長	班名	班長	班員	所掌事務
総務対策部	総務課長	本部班	課長補佐	所属課職員	1. 防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事 2. 本部会議及び災害対策全般に関する事 3. 災害調査、情報の収集及び報告に関する事 4. 災害対策予算に関する事 5. 各対策部との連絡調整に関する事 6. 外部団体との連絡調整及び協力要請に関する事
	企画政策課長				
	商工観光課長	総務班	行政係長	所属課職員	1. 警報発令等に関する事 2. 避難命令に関する事 3. 気象警報・通報の受領、伝達に関する事 4. 警察・消防団との連絡、出動に関する事 5. 交通情報の収集及び交通規制に関する事 6. 自衛隊の派遣要請に関する事
		財務班	財政係長	所属課職員	1. 応急用具等の準備及び調達に関する事 2. 車両の輸送等に関する事 3. 義援金の保管及び配分に関する事
		広報班	広報観光係長	所属課職員	1. 災害の状況写真に関する事 2. 災害広報に関する事
福祉対策部	保健福祉課長	福祉班	社会福祉係長	所属課職員	1. 災害救助に関する事 2. 救援物資の調達、保管及び配分に関する事 3. 罹災者の救助及び避難所の設置、管理に関する事 4. 食料の配給に関する事 5. 保育所幼児の保護及び避難に関する事
	環境政策課長				
	町民課長	救護班	健康増進係長	所属課職員	1. 被災者の応急医療及び助産に関する事 2. 応急薬品の整備、配分に関する事 3. 医療機関との連絡、要請に関する事 4. 避難所の設置、管理に関する事
	税務課長	衛生班	環境衛生係長	所属課職員	1. 防疫、し尿対策等に関する事
		支所班	支所長	所属課職員	1. 支所管内の災害調査及び報告に関する事 2. 庶務に関する事 3. 本部との連絡及び報告に関する事 4. その他支所として必要な事項
建設対策部	建設課長	土木班	土木係長	所属課職員	1. 道路、橋梁の災害調査及び応急復旧に関する事 2. 応急資材及び労務の確保に関する事 3. 水防に関する事 4. 土木業者の応援要請及び車両等の確保に関する事
		建築班	建築係長	所属課職員	1. 町有建物、その他の施設の災害調査及び応急復旧に関する事 2. 応急仮設住宅の建築等に関する事 3. 崖下住宅に関する事 4. 建築業者の応援要請に関する事

対策部名	部長	班名	班長	班員	所掌事務
建設対策部	建設課長	土地改良施設班	土地改良施設係長	所属課職員	1. 農地，農業用施設の災害調査及び報告に関すること。 2. 農地，農業用施設の災害復旧に関すること。 3. 避難所の設置，管理に関すること。
水道対策部	水道課長	上水道班	水道工務係長	所属課職員	1. 水道施設の災害調査及び応急復旧に関すること。 2. 飲料水の応急給水に関すること。
		下水道班	下水道管理係長	所属課職員	1. 下水道施設の災害調査及び応急復旧に関すること。
農林対策部	農林振興課長 農業委員会局長	農政班	農政係長	所属課職員	1. 食料品の調達に関すること。 2. 農政対策部統括に関すること。 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 4. 避難所の設置，管理に関すること。
		営農班	営農指導係長	所属課職員	1. 農作物の災害調査，報告に関すること。 2. 農家，農作物の災害対策，指導に関すること。
		林務水産班	林務水産係長	所属課職員	1. 林業の被害対策に関すること。 2. 水産業の災害の収集及び災害復旧に関すること。
		畜産班	畜産係長	所属課職員	1. 畜産関係の被害対策に関すること。
出納対策部	会計課長	出納班	会計係長	所属課職員	1. 災害対策諸費の出納に関すること。 2. 物品の出納に関すること。
教育対策部	管理課長 社会教育課長	教育班	学校管理係長	所属課職員	1. 学校の管理に関すること。 2. 児童生徒の保護，避難に関すること。 3. 学校関係の災害状況の調査，災害対策に関すること。 4. 避難所の設置，管理に関すること。 5. その他教育対策上必要な事項及び災害対策に関すること。
		社会教育班	文化公民館係長	所属課職員	1. 社会教育施設の管理に関すること。 2. 避難所の設置，管理に関すること。

なお，必要に応じて議会事務局，監査委員会の職員の応援を要請するものとする。

○ 動員の方法

ア. 災害発生のおそれがある場合の動員

(ア) 勤務時間外において，日宿直員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき，又は非常事態の発生を知ったときは，直ちに総務課長及び関係課長に連絡するものとする。

(イ) (ア)の通報を受けた総務課長及び関係課長は，所属職員を所定の系統により動員し，警報の伝達，情報の収集伝達，その他応急対策実施の体制をとるものとする。

イ. 本部が設置された場合の動員

(ア) 非常招集の方法

勤務時間外における配備要員の非常招集は，本部長が各対策部長に命じて行うがその伝達の方法は次による。

- ① 総務班長は，各対策部の部長に対して本部設置の旨及び配備の規模を通知するものとする。
- ② 前項の通知を受けた各対策部の部長は，配備の規模に応じて，各班長及び班員に対して当該内容を通知するものとする。
- ③ 前項の通知を受けた配備要員は，直ちに登庁し，所定の配備につくものとする。又，通報道機関その他によって非常災害の発生を知り，本部の設置が予想される場合は，指示を待たずに登庁するものとする。
- ④ 各対策部においては，あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

ウ. 自主非常登庁

(ア) 総務対策部の自主非常登庁

総務対策部の職員は、勤務時間外において比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合、又は発生のおそれのある場合、総務対策部長と連携をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、自主登庁の目安は次のとおりとする。

- ① 地震 震度4以上
- ② 台風 小型以上の台風が接近又は上陸するおそれがあるとき
- ③ 津波 津波注意報、警報が発表され災害の発生が予想される時
- ④ 雨 大雨警報が発表されたとき又は集中豪雨により災害の発生が予想される時

(イ) 各対策部の自主非常登庁

各対策部の職員は、勤務時間外において相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合、所属対策部長と連携をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、自主登庁の目安は次のとおりとする。

- ① 地震 震度5以上
- ② 台風 大型の台風が接近又は上陸するおそれがあるとき
- ③ 津波 津波警報が発表され災害の発生が予想される時
- ④ 雨 連続雨量が150ミリを越えたとき、又は時間雨量が50ミリを越え相当の災害の発生が予想される時